

請負業者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 請負業者特約条項 他

2026年2月改定





安心して企業活動を行うために・・・

請負業者賠償責任保険 のご案内

企業活動には常にさまざまな危険が存在します。第三者に対する賠償事故もそのうちの一つであり、建設工事や各種作業を行われる皆さまにおかれましては、日頃より事故発生予防対策に万全を期しておられることと存じます。

しかしながら、特に最近の賠償意識の高まりにより、貴社の過失により大きな事故が発生した場合には、高額な賠償金の支払いを余儀なくされる可能性もあります。

このような事態が発生した場合に貴社の経営を守る備えのひとつとして、請負業者賠償責任保険をぜひお役立てください。

請負業者賠償責任保険とは

請負工事や作業に伴って生じる工事中の不測の事故によって、第三者の身体や財物を損傷したために、法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金・争訟費用等を補償する保険です。

対象となる主な工事(仕事)

各種地下工事、道路建設、道路等の舗装、軌道建設、建設工事、機械設備据付・組立工事、看板据付工事、各種機械メンテナンス作業、塗装作業、清掃作業、荷役作業、引越作業、運送作業

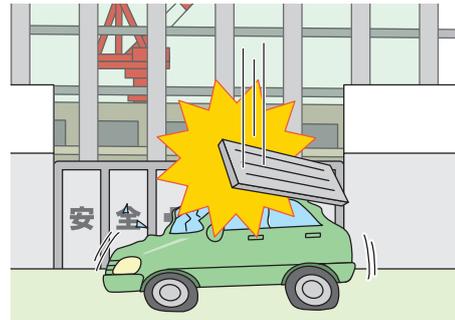
など

対象となる事故例

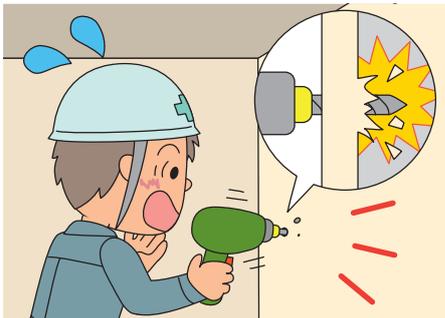
- 1 工所用資材の飛散・落下により通行人にケガをさせた。



- 2 足場の倒壊により、第三者の自動車にキズをつけた。

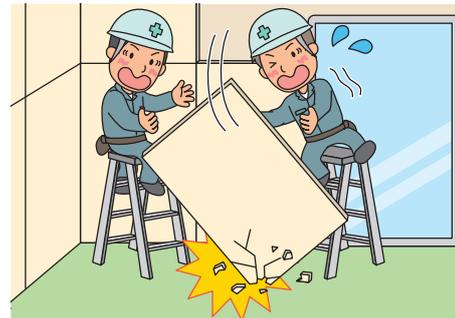


- 3 誤って作業対象の壁に穴をあけてしまった。



⚠ オプション補償「作業対象物補償」をつけた場合に
対象となります。

- 4 発注者から支給された建材を落として
損壊させた。



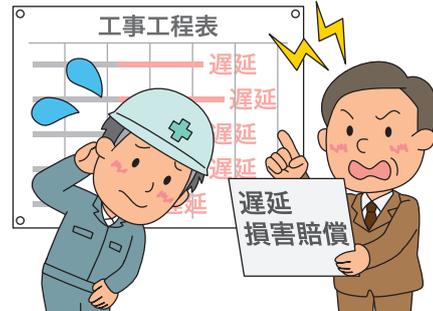
⚠ オプション補償「支給財物損壊補償」をつけた場合
に対象となります。

- 5 工事作業中にレンタル工具を破損させた。



⚠ オプション補償「借用財物損壊補償」または「リース・レ
ンタル財物損壊補償」をつけた場合に対象となります。

- 6 ビル建設工事中にクレーンが倒れ、隣家を損壊し工
事終了が遅れたため、遅延損害賠償が発生した。



⚠ オプション補償「工事遅延損害補償」をつけた場合
に対象となります。

請負業者賠償責任保険の補償内容

基本補償

業務遂行に起因する法律上の賠償責任の補償

請負工事(作業)の遂行により、第三者の身体の障害(※1)または財物の損壊(※2)が発生した場合に、貴社(被保険者(※3))が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ※1 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
- ※2 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
- ※3 保険の補償を受けられる方。以下同様とします。

自動セット

被害者対応費用補償



事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。

支払限度額			
被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円
		死亡以外の場合	2万円
	対物見舞費用	—	2万円
保険期間中	1,000万円		

事故対応特別費用補償

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。



支払限度額 保険期間中1,000万円

オプション補償

費用内枠払い補償

保険金をお支払いする場合に、通常は、設定された損害賠償金の支払限度額(保険金額)とは別枠でお支払いする費用(損害防止費用、緊急措置費用、権利保全行使費用、争訟費用、協力費用)について、損害賠償金の支払限度額(保険金額)の範囲内とすることにより、保険料が割引となります。

※詳しくは、5・6ページをご参照ください。

第三者医療費用の補償



偶然的事故により第三者の身体の障害が発生し、貴社(被保険者)が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害を補償します。

支払限度額
被害者1名につき50万円
1事故・保険期間中1,000万円

人格権侵害補償



保険期間中に、貴社(被保険者)の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害(不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等)について、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額
被害者1名につき100万円
1事故・保険期間中1,000万円

対物超過費用の補償



対物事故が発生し、被害財物の復旧費用が時価額を超える場合において、復旧費と時価額の差額を補償します。

支払限度額
被害者1名につき50万円、1事故100万円
保険期間中1,000万円

※請負業者特約条項の財物補償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。

風災等対応費用の補償



風災または落雷により貴社(被保険者)の施設が損壊したことを原因として第三者の財物が損壊した場合に、被害者に対して支払う見舞金や見舞品の購入費用を補償します。

支払限度額
被害者1名(法人の場合は1法人)につき20万円
1事故100万円、保険期間中1,000万円

※請負業者特約条項の財物補償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。

被害拡大防止・復旧支援等費用の補償



事故発生時の広報支援、レピュテーション対応、コンサル相談、信頼回復、再発防止策定などに要する費用を補償します。

支払限度額
1事故・保険期間中1,000万円

※上記以外にもお客さまのご契約内容によってセットできるオプション補償があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

施設や設備等に起因する法律上の賠償責任の補償

請負工事(作業)の遂行のために所有、使用または管理している施設の欠陥あるいは管理の不備により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

+ ニーズに合わせた幅広いオプションをご用意しております。

作業対象物補償



作業対象物の損壊について、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額

基本補償の財物1事故保険金額と同額

自己負担額

基本補償の自己負担額(財物賠償)と同額

※詳しくは、9ページをご参照ください。

支給財物損壊補償



支給財物の損壊によって、貴社(被保険者)が支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	5万円

※詳しくは、9ページをご参照ください。

データ損壊補償



電子データなどの情報メディアが消去・欠損し、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	5万円

※詳しくは、10ページをご参照ください。

借用財物損壊補償



請負工事(作業)を遂行するために工事場内において使用または管理する借用財物の損壊によって、貴社(被保険者)が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	5万円

※詳しくは、9ページをご参照ください。

リース・レンタル財物損壊補償



請負工事(作業)を遂行するために工事場内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊によって、貴社(被保険者)がリース・レンタル財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	5万円

※詳しくは、9ページをご参照ください。

物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害補償



基本補償で対象となる急激かつ偶然な事故が生じ、第三者の財物の物理的損傷を伴わない使用不能損害が発生したことによって、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額	1事故500万円または1,000万円
自己負担額	基本補償の自己負担額(財物賠償)と同額

※詳しくは、10ページをご参照ください。

工事遅延損害補償



基本補償で補償される賠償事故が発生し、保険金が支払われる場合において、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上遅延したことにより、貴社(被保険者)が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	なし

※詳しくは、10ページをご参照ください。

お支払いする保険金の種類

事故発生後に生じる費用

訴訟等に発

基本補償



① 損害防止費用

貴社(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。



② 緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者(事故の相手の方。以下同様とします。)に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。



③ 権利保全行使費用

貴社(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。



④ 争訟費用

貴社(被保険者)が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。



⑤ 協力費用

貴社(被保険者)が損害賠償請求損保ジャパンが必要に応じて貴社の代わりに解決に向けた対応を行う(被保険者)が損保ジャパンに協力をします。

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。(支払限度額はありませぬ。ただし、費用内枠払い追加条項をセットした場合は、支払限度額(保険金額)の範囲内でお支払いします。)



$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害防止費用} + \text{② 緊急措置費用} + \text{③ 権利保全行使費用} + \text{④ 争訟費用} + \text{⑤ 協力費用}$$

自動セット



被害者対応費用

事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。



オプション補償によってお支払いできる損害賠償金・費用が拡大されます。

展した場合の費用

和解・判決による損害賠償金のお支払い



を受け、
(被保険者)
う場合に、貴社
力するために支出した費用をお支払



6 損害賠償金



被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。

<身体賠償事故の場合>

治療費、医療費、慰謝料など

<財物賠償事故の場合>

修理費、再調達に要する費用など

※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

貴社(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。

6 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、

4 争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$4 \text{ 争訟費用} = \frac{\text{争訟費用の総額}}{6 \text{ 損害賠償金}} \times \text{支払限度額}$$



6 の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

ただし、ご契約時に設定された支払限度額(保険金額)がお支払いの限度額となります。

$$\text{お支払いする保険金} = 6 \text{ 損害賠償金} - \text{自己負担額}$$

事故対応特別費用

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。



基本補償の他に、オプション補償をセットでご契約することによって、基本補償では対象外となっていた事故が対象となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入にあたって

管理財物について

賠償責任保険においては、『管理財物』の損壊リスクは物保険のリスクに近く、被保険者の管理実態や業務内容によりリスクが大きく異なるため、補償の対象外としています。

〈請負業者賠償責任保険における『管理財物』の範囲〉

	名称	定義
1	所有財物	記名被保険者(保険証券に記載の被保険者。以下、同様とします。)が所有する財物
2	受託財物	次の①から④までに掲げる他人の財物
	① 借用財物	記名被保険者が借用(注1)している財物
	② 支給財物	次のA.またはB. A. 作業(注2)に使用される材料または部品(注3) B. 据え付け、もしくは組み立てられる装置もしくは設備(注4)
	③ 販売・保管・運送受託物	記名被保険者が販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物で①借用財物および②支給財物以外のもの
	④ 作業受託物	作業(注2)のために被保険者が所有または管理する施設内(注5)にある財物で③販売・保管・運送受託物以外のもの
3	作業対象物	作業(注2)の対象物であって、受託財物以外の財物

(注1) 所有者・占有者からの借用許可の有無は問いません。

(注2) 記名被保険者によって、または記名被保険者のために別の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注3) すでに使用された材料や部品を含みます。

(注4) すでに据え付けられた、または組み立てられた装置もしくは設備を含みます。

(注5) 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

なお、『管理財物』については、次のオプション補償をセットすることで一部を補償することができます。詳しい内容については、9ページをご参照のうえ、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

	名称			
1	所有財物	被	借用財物のうち、リース・レンタル財物については、オプション補償の リース・レンタル財物損壊補償 で補償ができます！	
2	受託財物	次	リース・レンタル財物を含め、借用財物全般についてはオプション補償の 借用財物損壊補償 で補償ができます！	
	① 借用財物	被		
	② 支給財物	次 A B		
	③ 販売・保管・運送受託物	販 ①		支給財物についてはオプション補償の 支給財物損壊補償 で補償ができます！
	④ 作業受託物	作		
3	作業対象物	作	作業対象物についてはオプション補償の 作業対象物補償 で補償ができます！	

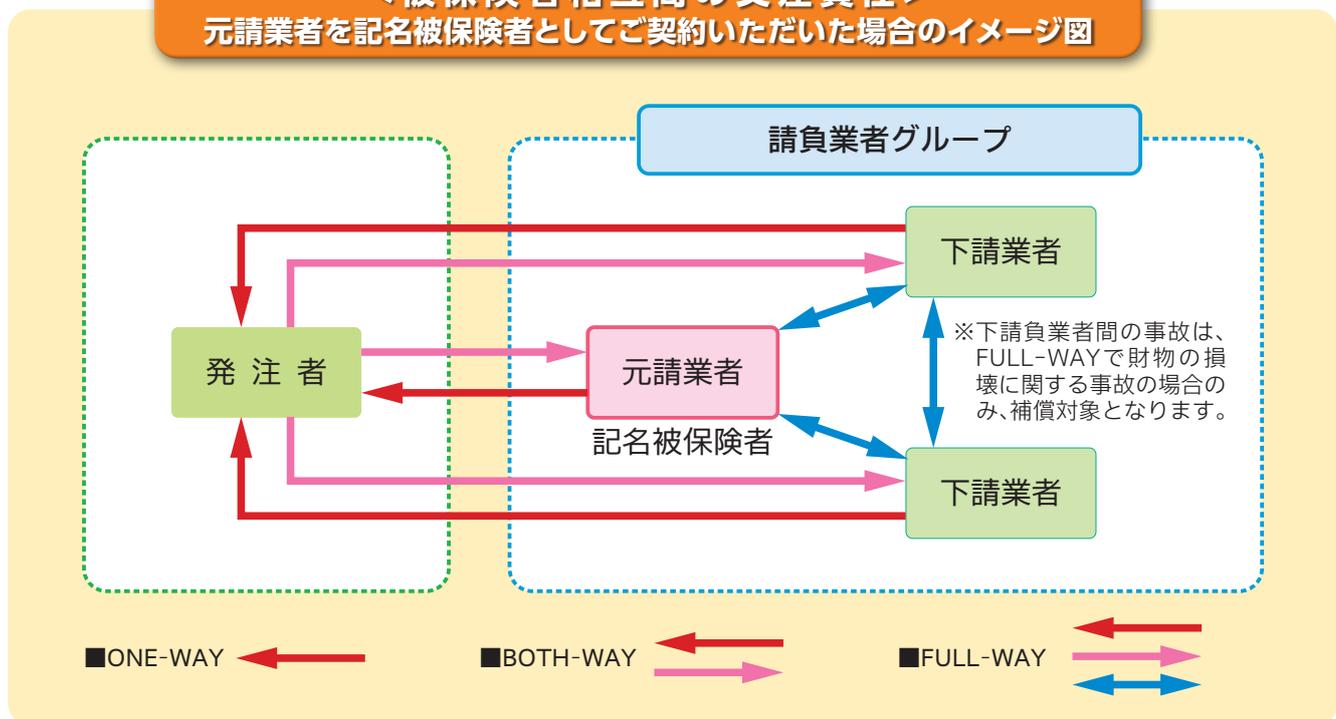
被保険者相互間の交差責任

請負工事の事業場における被保険者相互間の事故(例:元請業者が下請業者に与えた損害)については、労災総合保険や建設工事保険で補償すべきリスクがほとんどであり、この保険においては一部を除いて被保険者相互間の事故は補償の対象外となっています。

このため、発注者の依頼により発注者を被保険者に含める場合等には発注者に与えた損害は、被保険者相互間の事故として補償の対象外となります。

被保険者相互間の賠償責任を補償の対象として追加する場合には、内容に応じた交差責任担保追加条項をセットしていただく必要があります。

<被保険者相互間の交差責任> 元請業者を記名被保険者としてご契約いただいた場合のイメージ図



A. 交差責任担保追加条項 (ONE-WAY)

発注者を追加被保険者として被保険者に含める場合において、請負業者グループ(=加害者)から発注者(=被害者)に対する賠償責任を補償します。

※被保険者に発注者を含めない場合には、請負業者グループと発注者は他人とみなされるため、両者間の事故については補償されません。この追加条項は追加被保険者に発注者を加える(つまり、発注者と第三者の事故についても補償の対象となります。)とともに、請負業者グループから発注者に対する賠償責任を補償対象としたい場合にセットします。

B. 交差責任担保追加条項 (BOTH-WAY)

交差責任担保追加条項(BOTH-WAY)は、交差責任担保追加条項(ONE-WAY)の補償に加えて、発注者(=加害者)から請負業者グループ(=被害者)に対する賠償責任についても補償します。ただし、元請業者と下請業者との間や下請業者同士との間に発生した事故については、補償の対象外となります。

C. 交差責任担保追加条項 (FULL-WAY)

交差責任担保追加条項(FULL-WAY)は、交差責任担保追加条項(BOTH - WAY)の補償に加えて、請負業者グループ相互間の財物損壊を補償します。身体障害事故(労災事故)については補償の対象とならないためご注意ください。

! 上記のいずれの交差責任担保追加条項についても、例えば支給財物の損壊事故など、賠償責任保険普通保険約款や請負業者特約条項などで定められている保険金をお支払いできない場合に該当する事故については、補償対象とはなりません。また、財物の損壊に関する下請業者の使用人(=加害者)からその下請業者(=被害者)に対する賠償責任など、一部補償対象とならない被保険者相互間の賠償責任があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入にあたって

オプション補償の補足

オプション1：作業対象物の損壊に対する補償

(作業対象物担保追加条項(請負業者特約条項用))

〈補償内容〉

作業対象物(注1)の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注1) 作業(注2)の対象物であって、所有財物(注3)および受託財物(注4)は含みません。

(注2) 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注3) 被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

(注4) 次の①から④までに掲げる財物をいいます。

①借用財物 ②支給財物 ③販売・保管・運送受託物 ④作業受託物

〈支払限度額および自己負担額〉

支払限度額	請負業者特約条項の財物1事故保険金額と同額
自己負担額	請負業者特約条項に設定された自己負担額(財物賠償)と同額

オプション2：支給財物の損壊に対する補償

(支給財物損壊担保追加条項(請負業者特約条項用))

〈補償内容〉

支給財物の損壊(注)について、被保険者が支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注) 滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

〈支払限度額および自己負担額〉

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	5万円

〈注意点〉

- ・このオプション補償でお支払いする保険金は、請負業者特約条項の他人の財物損壊が発生した場合に適用される保険金額の内枠でお支払いします。
- ・このオプション補償については、請負業者特約条項の財物補償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。

オプション3：リース・レンタル財物の損壊に対する補償

(リース・レンタル財物損壊担保追加条項(請負業者特約条項用))

〈補償内容〉

保険証券記載の仕事のために工事場内および保険証券記載の施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊(注)について、被保険者がリース・レンタル財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注) 滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

〈支払限度額および自己負担額〉

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	5万円

〈注意点〉

- ・このオプション補償でお支払いする保険金は、請負業者特約条項の他人の財物損壊が発生した場合に適用される保険金額の内枠でお支払いします。
- ・このオプション補償については、請負業者特約条項の財物補償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。
- ・このオプション補償は、借用財物担保追加条項(請負業者特約条項用)と同時セットはできません。

オプション4：借用財物の損壊に対する補償

(借用財物担保追加条項(請負業者特約条項用))

〈補償内容〉

保険証券記載の仕事のために、工事場内および保険証券記載の施設内において使用または管理する借用財物(リース・レンタル財物を含む)の損壊(注)によって、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注) 滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

〈支払減の額および自己負担額〉

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	5万円

〈注意点〉

- ・このオプション補償でお支払いする保険金は、請負業者特約条項の他人の財物損壊が発生した場合に適用される保険金額の内枠でお支払いします。
- ・このオプション補償については、請負業者特約条項の財物補償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。
- ・このオプション補償は、リース・レンタル財物損壊担保追加条項(請負業者特約条項用)と同時セットはできません。

オプション5：工事遅延による損害に対する補償
(身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項(請負業者特約条項用))

〈補償内容〉

請負業者特約条項の補償対象となる身体障害事故または財物損壊事故が発生し保険金が支払われる場合において、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上遅延したことにより、被保険者が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害を補償します。

〈補償対象とならない主な工事〉

以下の工事については、工事遅延が発生した場合であっても、お支払いの対象となりませんので、ご注意ください。

- JV工事など記名被保険者が単独で元請負人とならない工事
- 原因事故が生じた日の翌日から起算して31日以降に履行期日が到来する工事
- 記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において、工事請負契約の目的物を工事完成後に発注者に引き渡すべき期日が定められていない工事
- 記名被保険者以外の被保険者が元請負人として請け負った工事

〈支払限度額および自己負担額〉

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	なし

〈注意点〉

- ・このオプション補償でお支払いする保険金は、請負業者特約条項の他人の財物損壊が発生した場合に適用される保険金額の内枠でお支払いします。
- ・このオプション補償については、請負業者特約条項の財物補償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。

オプション6：データの損壊に対する補償
(データの損壊担保追加条項(請負業者特約条項用))

〈補償内容〉

電子データ、データベース、ソフトウェア、プログラムなどの情報メディアが消去・欠損してしまった場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈支払限度額および自己負担額〉

支払限度額	1事故500万円
自己負担額	5万円

〈注意点〉

- ・このオプション補償でお支払いする保険金は、請負業者特約条項の他人の財物損壊が発生した場合に適用される保険金額の内枠でお支払いします。
- ・このオプション補償については、請負業者特約条項の財物補償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。

オプション7：物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害に対する補償
(物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項(請負業者特約条項用))

〈補償内容〉

他人の財物の物理的損傷や紛失や盗難を伴わない使用不能損害に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈支払限度額および自己負担額〉

支払限度額	1事故500万円または1,000万円
自己負担額	請負業者特約条項に設定された自己負担額(財物賠償)と同額

〈注意点〉

- ・このオプション補償でお支払いする保険金は、請負業者特約条項の他人の財物損壊が発生した場合に適用される保険金額の内枠でお支払いします。
- ・支払限度額は、1事故500万円もしくは1,000万円をご選択いただけます。
- ・このオプション補償については、請負業者特約条項の財物補償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。

ご加入にあたって

加入の対象となる事業者

次の工事・作業を行う事業者が対象となります。

各種地下工事、道路建設、道路等の舗装、軌道建設、土木工事、建設工事、機械設備据付・組立工事、看板据付工事、各種機械メンテナンス作業、塗装作業、清掃作業、荷役作業、引越作業、運送作業 など

補償の対象となる方(被保険者)

- ① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員および使用人(注) ③ 貴社の下請負人(注) ④ 貴社の下請負人の役員および使用人(注)

(注) 貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

 上記は基本補償における被保険者です。セットするオプション補償によっては、被保険者の範囲が基本補償と異なる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

 被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

対象となる工事(仕事)とご契約期間(保険期間)

工事(仕事)ごとにご加入いただく「個別契約方式」と、年間に行う工事(仕事)すべてを包括してご加入いただく「年間包括契約方式」があります。

	個別契約方式	年間包括契約方式
保険期間	個々の工事(仕事)期間に合わせた期間	1年間
対象工事(仕事)	個々の工事(仕事)ごと	保険期間中に行うすべての工事(仕事)

なお、損害賠償請求の時期を問わず、保険期間中に生じた賠償事故が保険の対象となります。

保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

ただし、保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

保険の適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

支払限度額と自己負担額

- ① 支払限度額(保険金額)

支払限度額は、身体賠償と財物賠償のそれぞれについて設定していただきます。

〈支払限度額(保険金額)設定例〉

身体賠償	1名につき	3,000万円
	1事故	1億円
財物賠償	1事故	5,000万円

※保険期間中に事故が複数回発生した場合においても、その都度支払限度額(保険金額)を限度として保険金額をお支払いします。

設定する支払限度額(保険金額)は、工事の種類、規模、周囲の状況によりご検討ください。

※上記の方式のほかに、1事故について身体賠償・財物賠償それぞれの損害額を合算して1事故あたりの支払限度額を限度にお支払いする『身体・財物共通保険金額設定方式』があります。この方式でご契約いただくと保険料が割引になります。

- ② 自己負担額(免責金額)

身体賠償・財物賠償のそれぞれについて、1事故あたりの自己負担額(免責金額)を設定していただきます。

お支払いいただく保険料

保険料は、支払限度額・自己負担額の設定、請負工事(作業)の種類、年間売上高、領収金等によって異なりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

<賠償責任保険普通保険約款>

- ① 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族(注)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
(注) 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。
・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
以下同様とします。

※「賠償責任保険追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

<賠償責任保険追加条項>

- ① 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ② 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③ 汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(注)「管理財物」といいます。(7ページ「管理財物について」を参照)
- ⑥ サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)
- ⑦ PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)

<請負業者特約条項>

- ① 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のアからウの事由に起因する賠償責任
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の損壊
ウ. 地下水の増減
- ② 施設の屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 航空機または自動車の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ④ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑤ 被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑥ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑦ 支給財物(7ページ「管理財物について」を参照)の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物(7ページ「管理財物について」を参照)を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

<人格権侵害担保追加条項>

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任
- ⑥ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。
- ⑧ 宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任
- ⑨ 価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任

<支給財物損壊担保追加条項>

- ① 発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する

賠償責任

- ③ 損壊した支給財物の使用不能損害に起因する賠償責任

<借用財物担保追加条項>

- ① 借用財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見された借用財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 借用財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 傷、汚れ等の外観上のみの損壊で借用財物が有する機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 借用財物のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、切削工具の切削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃その他これに類する消耗品、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材その他運転に供される資材、またはフィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠等の消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 損壊した借用財物の使用不能損害に起因する賠償責任
- ⑦ 正当な取扱方法等に従わずに生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次のアからエに掲げる借用財物の損壊に起因する賠償責任
ア. 土地
イ. 建物
ウ. 動物、植物等の生物
エ. 自動車
- ⑨ 被保険者相互間において加害者と被害者となる借用財物の損壊に起因する賠償責任

<リース・レンタル財物損壊担保追加条項>

- ① リース・レンタル財物について正当な権利を有する者に引渡した後に発見されたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- ② リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 電氣的または機械的な原因により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 傷、汚れ等の外観上のみの損壊でリース・レンタル財物が有する機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任
- ⑤ リース・レンタル財物のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、切削工具の切削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃その他これに類する消耗品、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材その他運転に供される資材、またはフィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠等の消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 損壊したリース・レンタル財物の使用不能損害に起因する賠償責任
- ⑦ 正当な取扱方法等に従わずに生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任

<データの損壊担保追加条項>

- ① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

<身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項>

- ① 請負業者特約条項に規定する事故による損害が生じていない対象工事の遅延に起因する賠償責任
- ② 請負業者特約条項に規定する事故による損害と対象工事の遅延に直接的な因果関係が存在しない遅延に起因する賠償責任

<物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項>

- ① 記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意の履行遅滞または履行不能に起因する賠償責任
- ② 生産物または仕事の結果について、被保険者が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任
- ③ 記名被保険者の管理財物(7ページ「管理財物について」を参照)の損壊自体の賠償責任
- ④ 生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任

<第三者医療費用担保追加条項>

- ① 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意
- ② 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者(被害者を含みます。)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ⑤ 被害者の心神喪失
- ⑥ 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、保険金を支払うべき身体の障害によるものである場合は、この規定を適用しません。
- ⑦ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業

(続<)

保険金をお支払いできない主な場合(続き)

- 務に起因する賠償責任
⑧施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
⑨運動競技に参加している者が被った身体の障害

<対物超過費用担保追加条項>

- ①被保険者と他人との間に特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害。ただし、その約定がなくても発生する損害を除きます。
②被害者が被保険者の親会社、子会社または関連会社である場合において、被保険者が対物超過費用を負担することによって被る損害

<被害拡大防止・復旧支援等費用担保追加条項>

- 回収費用。直接であると間接であるとを問わず、また、記名被保険者が負担したと否とを問いません。

<風災等対応費用担保追加条項>

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失

- ②保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失による法令違反
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
④地震、噴火、洪水、高潮または津波
⑤排水または排気
⑥原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性。
⑦石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
⑧汚染物質の排出等。ただし、⑨の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
⑨公共水域への石油物質の排出等
⑩被保険者施設の火災、破裂または爆発

など

※ 上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されることや事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 契約申込書の記載事項の確認

売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑦ 保険料の算出について

- 売上高、賃金、入場者、領収金等(以下、「売上高等」といいます。)によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、「保険料の確定に関する追加条項」をセットする場合を除き、売上高等が確定した後に、確定した売上高等に基づき算出した保険料(以下、「確定保険料」といいます。)との差額を返還または請求します。確定保険料の算出基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料(注)となっているご契約について、確定保険料が最低保険料(注)を下回った場合は、保険料の返還は行いません。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

⑧ 保険料のお支払い方法

- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

- 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合、その払込期日後に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできない、または保険契約が解除される場合があります。

II 契約締結後における注意事項

1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 ^(※1) のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ ^(※2) 取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。)、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III 万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

5 示談交渉サービスはありません

● この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

● なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

〈受付時間〉 24時間365日
おかけ間違いにご注意ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

商品に関するお問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

◆公式ウェブサイト

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact>



(注) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



● 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

電話番号 **03-4332-5241** (全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

〈受付時間〉 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先